



TAX ALERT

裾野産業の発展を促進する政府の政策

エピソード1: 裾野産業の発展を促進する全面的な政策に関する
政府の決定草案ーチャンスと必要な準備

2020年6月16日

For reference only, not for distribution or sale

© 2020 Deloitte Vietnam Company Limited

裾野産業の発展を促進するための政府の対策に関する弊社のアラートシリーズの紹介

裾野産業（以下「SI」）の発展はベトナムにとって、経済の質と競争力を向上させ、持続的に発展し、「中所得国の罠」を回避するための最も重要な解決策であります。SI開発における政府の目的は、国内生産と輸出のためのSI製品の製造を促進し、世界のバリューチェーンへの参加を促進することにあります。近年、SIはベトナムの産業開発政策の発展のために優先されており、それに応じて政府はより強力なSIの成長を促進するために多くのインセンティブ政策を公布しています。

SIは常に外国投資にとって魅力的な投資領域であり、近年のベトナムの経済発展の原動力の一つでもあるため、政府の政策の変更は企業の投資戦略に大きな影響を与え、それに伴い、産業全体と市場の発展を形成することができます。

弊社は、お客様のビジネス発展とビジネスパートナーになるために、SIの発展を促進するための政府のソリューションについて、以下のようなアラートシリーズを提供します。

- **エピソード1： 裾野産業の発展を促進する全面的な政策に関する政府の国会決議草案**
- **エピソード2： 2015年11月3日付政府の裾野産業を発展させる政令第111/2015/NĐ-CP号（以下「政令第111号」）を改正する政令草案**

各アラートでは、政府の解決策、SI規制の改正や補足に関する新しい内容や最新情報をお伝えすることのみならず、政府の管轄当局との協議や弊社の実務経験に基づいて、これらの変更の潜在的な影響に関する専門的な見解や評価を提供し、皆様の検討のために適切な提言を提案させていただきます。弊社は、政令第111号改正案へのコメントプロセスに関与した唯一のコンサルティング会社として、決議案と政令草案の作成プロセスの重要な変更点を皆様にお知らせするために、引き続き、国会決議案と政令案の作成と最終化のプロセスをフォローアップしてまいります。

これらのアラートを通じて、弊社はインセンティブ政策の変更を適時に把握し、皆様に当該政令がもたらすチャンスを掴むための準備をしていただくための有益な情報を提供していきたいと考えております。特に、Covid-19の影響により経済が悪影響を受けている中で、SIに対するインセンティブ政策は、企業の財政的負担を軽減すると共に、生産と事業の拡大、市場シェアの拡大、危機を克服するための新たなチャンスとして、将来的に事業の持続可能な発展のための基盤を作ることになると考えます。



エピソード1

裾野産業の発展を促進する全面的な政策に関する政府の決定草案ー チャンス及び必要な準備

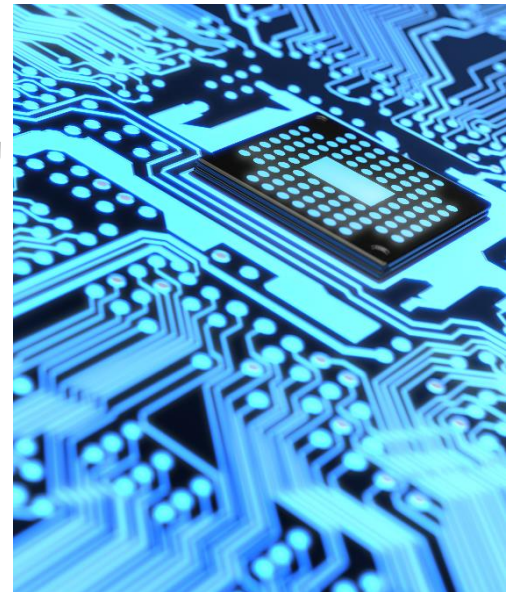
裾野産業を発展させるための包括的な対策に関する決議草案の紹介

裾野産業（以下「SI」）は工業化・近代化に向けた経済再構築に重要な役割があり、労働生産性、付加価値、競争力を向上させ、経済構造における加工・製造業の貢献割合を高めることとなります。また、SIの開発は外国直接投資（以下「FDI」）を誘致することや技術の移転や取得を加速させ、国内企業が多国籍企業のグローバルなバリューチェーンに参加することを支援することができます。

近年、SI開発のための法制度と政策を定めた2015年11月3日付政令第111/2015/ND-CP号の公布及び関連政策により、SI開発を後押しする政策制度が徐々に完備されてきています。

しかし実際には、既存のSIに関する政策の実施においては、以下のような主要な制限や問題点が見受けられます。

- **第一に**、SIに関するフレームワークと政策は、開発要求に対応するため、一貫性と安定性を持ち、実施過程での障害を回避するよう更に改善される必要があります。また、SI製品の市場を創出するための自動車、機械、電子、繊維、履物の主要な産業を発展させる政策もより効果的なものにするように改善する必要があります。
- **第二に**、企業の生産と技術レベルは徐々に向上されていますが、国内のSI製品はまだ単純な部品や製品であり、技術的レベルは低く、製品の価値構造にほとんど貢献していません。ベトナムのほとんどのSI企業は小規模で、生産管理能力が限られており、技術革新や生産能力向上のための投資資源が不足しています
- **第三に**、人材の量と質がSIの要求水準を満たしていません。
- **第四に**、SI製品を自給する能力が不十分であり、原材料、部品、スペアパーツの貿易赤字は非常に大きく、国内での生産割合は依然として低いままです。



そのため、ベトナムへのFDIの流入が増加する中、グローバルな生産チェーンに参加する機会は多いものの、ベトナムのSI企業は顧客の要求を満たす部品やスペアパーツを提供することができていないのが現状です。

上記の制限や問題点は多くの理由から生じます。これまでのところ、地域や国際的な生産チェーンに参加し、産業の発展と波及に主導的な役割を果たすことができる有力企業が存在していません。国内市場の規模がまだ小さく、SI製品の経済的生産能力の規模を確保できていないこと、輸出市場が厳しい競争にされていることなど、ベトナムには輸入品に対抗できる主要な工業製品がほとんどなく、基礎材料の供給源が不足していることが原因です。また、政府の重点産業及びSIへの投資資源並びに支援は、産業とSIの規模や役割に見合ったものではなく、まだ限定的なものであり、十分な効果が得られていません。SIの発展に関する政策は、一貫性と整合性を図るための過程にあります。SIに関する国家による管理は脆弱であり、国家統計システムにSI部門が確立されておらず、SIに関する国家基準も存在しません。一方で、中央・地方の省庁間の政策決定の調整はいまだに効果的ではなく、実用的な要件を満たしておらず、同期性に欠けるなどの問題があります。

このため、政府はベトナムにおけるSIの発展を促進するための解決策に関する国会決議（以下「決議案」）を起案しました。その目的は、その仕組み、政策、投資・ビジネス環境の改善、SI企業の発展と競争力向上に有利な条件を整え、同時にSIの国家管理・監督の有効性を向上させることであります。

弊社のコメント：



過去に政府は、SIを開発するための政策を公表しましたが、以下のような限定的なものに留まります。2020年までのビジョンにおける、2010年までのSI開発計画の承認に関する決定第34/2007/QĐ-BCN号、複数のSIを開発させる方針に関する決定第12/2011/QĐ-CP号、または、SIの分野で中小企業の発展を支援するスキームの承認に関する決定第1556/QĐ-TTg号、困難や障害を取り除き、企業の発展を促進する2014年の決議第63/NQ-CP号、SIのための税制優遇措置に関する法律第71/2014/QH13号、SIの発展に関する政令第111/2015/ND-CP号など、様々な法的文書に分散しています。なお、これまでベトナムにおけるSIの発展のための全体的な方向性を示す包括的な政策文書はありません。

したがって、「SIの発展を促進するための解決策に関する決議」は、国際的なコミットメントに沿って、外国投資と国内投資の連携を強化する政策、開発優先産業の発展志向と関連したSIの発展、下流産業の発展への投資など、大きな方向性と新しいメカニズムを持つSIの発展政策に関する最初の包括的な文書となるでしょう。中長期的な発展の方向性とビジョンを持って、本決議案はベトナムのSIの発展に関する解決策が最も効率的に達成されるように、首尾一貫し、同期した、調和のとれた法的文書システムを構築するための先導役となるでしょう。

裾野産業の発展を促進する政策に関する対策—チャンスと必要な準備

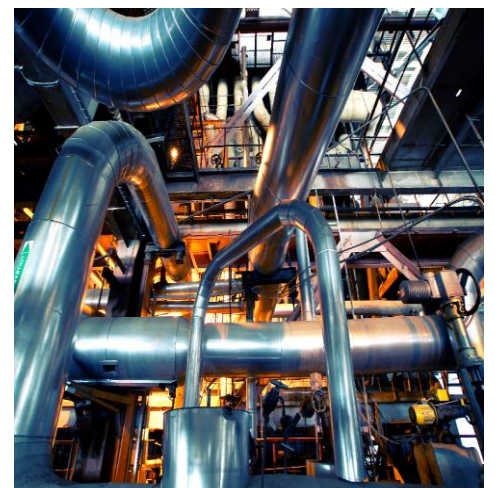
決議案全体では、政府は今後も、生産と国内消費のニーズを満たすために、SIの発展を優先させ、生産ネットワークとグローバルバリューチェーンに深く関与し、徹底的な開発に重点を置き、全経済分野、特にFDI企業と国内中小企業からのリソースを利用していく方針を示しています。

政府の長期目標は以下となります。

	2025	2030
 国内生産や消費に不可欠なニーズ対応できる比率	▶ 45%（業界全体の11%の価値）	▶ 70%（業界全体の14%の価値）
 ベトナムにおける組立企業や多国籍企業の直接供給可能なSI企業数	▶ 約1,000社（うち30%が国内企業）	▶ 約2,000社

それに伴い、部品・スペアパーツ（金属部品、プラスチック及びゴムのスペアパーツ、電気及び電子スペアパーツ）、繊維・履物（原材料・付属品）のSI、ハイテク産業のSIなどの分野の発展に重視することとなります。

その方針の下、当決議案では関係省庁間で調整を行いながら、SIの発展のための重要な課題と解決策を定めています。これらの課題と解決策はSI企業に多くの機会をもたらし、それに応じて、これらの機会を獲得するために必要となる産業の能力向上のための準備をする必要があります。



裾野産業の発展を促進する政策に関する対策—チャンスと必要な準備（続き）

下記の対策は、SI企業にチャンスをもたらす可能性があります

対策	実行事項	実施担当当局
1. SIの発展を後押しする仕組みや政策の効率的かつ全面的な構築と展開	SIを発展させる政策の改正または補足	<ul style="list-style-type: none"> 商工省
	<ul style="list-style-type: none"> SIの実用的な要件への妥当性及び、関連する投資と税務に関する法律との整合性を確保する目的で政府の政令第111号を改正する。 SIの発展目標に応じて2017年01月18日付首相の決定第68/QD-TTg号で定めた行動プログラムを再検討し改正する。 	
	<p>SIの発展を後押しするために、優先度の高い産業の発展を促進する政策の検討と提案</p> <ul style="list-style-type: none"> 2035年に向けて2030年までの縫製業及び皮革業を発展させる戦略を策定する。2021年～2030年までの縫製や皮革産業における持続可能な発展プログラムを策定し、ボトルネックとなる素材、インフラ、人材育成、インダストリー4.0の適用、環境対応に係る課題を解決する。 IT、通信業界または電子業界におけるSIでの企業を発展させる仕組みや政策を策定し、5G, IoT, AI, Roboticsなどの技術を使用した製品を製造するSI企業を優先的に取り扱う。 電子部品、機械工学、自動車の製造または組立に係る部材及び素材を生産するSI連携地区及び、縫製や皮革業に係る部材及び素材を生産するSI連携地区など、各関連業界を集合させた工業団地建設を計画及び投資し、それに伴い、適切なサポートの仕組みや優遇措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工省 情報通信省
各産業またはSIにおける企業を支援するため、税務に関する政策や手続を簡素化し、完備する。		<ul style="list-style-type: none"> 財務省
2. SIに対する優遇措置の補足と完備	<p>税務に関する優遇措置:</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資優遇対象の製造業及びSIにおける企業に対して固定資産として使用する輸入機械に係る付加価値税の期限付の還付について付加価値税法を改正する。 国内生産自動車または輸入自動車における国内で生じた付加価値に対して課税しないよう、5年～10年期限で特別消費税を適用する。 2025年までにASEAN物品貿易協定（ATIGA）でのコミットメントレベルと同等のレベルまでに自動車のエンジンとギアボックスの税率を調整する。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省

裾野産業の発展を促進する政策に関する対策—チャンスと必要な準備（続き）

対策（続き）	実行事項	実施担当当局
<p>2. SIに対する優遇措置の補足と完備（続き）</p>	<p>信用に関する優遇措置：</p> <ul style="list-style-type: none"> 2025年までに信用機関を通じて発展優先産業及びSIを対象とした最長10年間優遇利率での投資用融資に関するプロセスを規定する。 国家予算、地方予算またはODA基金や外国優遇融資から発展優先産業及びSIに対して損失を補う方式で信用機関に優遇利率での融資を行うように指示する。具体的には、最長5年間の約130兆VNDの優遇利率の融資パッケージを展開する。 <hr/> <p>土地に関する優遇措置及び環境に係る問題解消への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> SI製品を生産する事業に対して土地に関する優遇措置及びプロジェクトの環境問題解消への支援並びに、SIの要件を満たす土地へのアクセスの支援に関する政策を補足し完備する。 産業発展に向けたテクニカルサポートセンターや2020年度の重点機械製品及びSI製品を製造するプロジェクトに対して土地賃料の減免に関する規定を調整し改正する。 廃水処理システムに投資している繊維染色と皮革のプロジェクト、クリーンで再生可能なエネルギーを生産するプロジェクト、再生可能エネルギーを利用した機械設備及び輸送用車両の製造・輸入・使用、環境に優しい製品とサービスの生産と消費、循環型経済モデルの適用と生産と事業における利用可能な最高の技術の適用などを支援するためのインセンティブのある環境保護活動のリストを補足する。 繊維・履物（染色・なめし等）分野を中心に、SI企業の環境改善を支援するソリューションの研究開発を行う。 SI製品を製造するプロジェクトへのインフラ投資コスト、環境処理コストの支援を行う。 <hr/> <p>その他：</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資領域や分野の選択のための分析及び評価に役に立つ情報を迅速かつ円滑に収集するため、SI製品の製造企業のデータベース構築を注力する。 SI企業が国家技術革新基金や国家科学技術開発基金、中小企業育成基金、中小企業信用保証基金などの資金を利用しやすい条件を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家銀行 財務省 計画投資省 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 資源環境省 省及び中央管轄市町村の人民委員会 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> 財務省 計画投資省 科学技術省
<p>3. FDI誘致の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム企業が多国籍企業のサプライチェーンに参加することを後押しするため、主要な外国市場からの外資系大手企業及び、最終製品を製造し、ベトナムに地域レベルの工場を設立する外資系企業の投資誘致を加速させる。 戦略的投資家または多国籍企業によるベトナムでの地域統括拠点または研究開発センターやイノベーションセンターの設立を誘致する。 	<ul style="list-style-type: none"> 財務省 計画投資省

裾野産業の発展を促進する政策に関する対策—チャンスと必要な準備（続き）

対策（続き）	実行事項	実施担当当局
4. 市場拡大	<ul style="list-style-type: none"> SI企業の市場拡大と締結済みの自由貿易協定下で既存市場を利用することを支援するために、国際協力を強化する。 輸出加工型企业に対して国内供給網への参入及び販売を支援する仕組みを構築する。 障壁の除去、独占行為の防止、不正競争の防止を積極的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工省 財務省
5. 人材及び企業の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 企業がグローバルサプライチェーンに参加できるように、競争力の強化及び、製品品質の向上、研究開発、イノベーション活動を支援するテクニカルセンターを建設する。 技術移転及び人材育成において、SI企業の能力を高めるため、国際協力を強化する。 最新の生産技術や知的財産の開発についての相談・調査・導入などの支援を行う。生産性・品質向上のためのマネジメントシステムやツールの開発と適用を支援する。 SI分野における労働者の育成や能力向上を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工省 財務省 労働傷病兵社会省

チャンスをつかむには、企業は準備する必要があります

対策	実行事項	実施担当当局
1. FDI誘致の選択	<ul style="list-style-type: none"> FDIの誘致は、地域間の結びつきや投資誘致の分野を考慮して、国内で生じる付加価値を高めるものなどの条件を付ける。 小規模で技術度が低く、古い技術を使用した、環境汚染や資源の乱用を引き起こす可能性のある部品やスペアパーツを製造するFDIプロジェクトへのライセンス付与を奨励しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工省 計画投資省
2. 国内調達率の要件の増加	<ul style="list-style-type: none"> 優遇政策を受けることができる公共投資事業やその他の特定事業において、投資家が国内で生産されている、または生産することが可能な設備、部品、材料を使用することを義務付ける規制を公布する。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工省
3. 国内外の基準を満たすための企業能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 国家規格（TCVN）の改訂、開発、評価を行う。SI製品の国家技術規格（QCVN）は国際的・地域的なコミットメントと法的規制に基づいて、国際規格と調和性を持つものとする。 工業製品を生産する企業に、SIの分野での国家基準、国際基準、地域基準、外国基準を適用する。 国家標準、国家技術標準、国際標準、地域標準、外国標準に関するデータベースと、SI検査及び認証機関のデータベースを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 科学技術省

裾野産業の発展を促進する政策に関する対策—チャンスと必要な準備（続き）

チャンスをつかむには、企業は準備する必要があります

対策（続き）	実行事項	実施担当当局
4. 環境への責任強化	<ul style="list-style-type: none"> 2020年に廃棄物の回収・処分の規制に関する決定第16/2015/QD-TTg号を改正する。 輸入品や国産品に係る廃棄物を徴収する仕組みを整備する。 電子機器、自動車業界等における廃棄物の処分に関して、輸入事業者に輸入品の価格の一定割合（最低5%）を廃棄物に係る処分費用の支払及び還付を義務付ける規制を行う。 自動車工学、電子工学、繊維、染色、なめしなどの多くの産業の排水基準を調整し、各期間の国の技術的、社会経済的な発展レベルに適合し、地域や世界の先進国との調和を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 資源環境省
5. 検査・監督の強化	<ul style="list-style-type: none"> 国際的な慣行に沿って、関税優遇措置の対象となる輸出入品の原産地を監査するための学際的なタスクフォースを設立する。 健全な競争環境を構築するために、移転価格と税務不正を効果的に監督するように関係省庁との連携を行う。 合理的に国内市場を保護するための輸入品の品質検査と技術的な障壁の使用に関する検査を強化する目的で、優先開発産業における工業製品の製造元をトレースするために、デジタル技術と高度な技術の適用に関する計画を策定する。 国産車及び輸入車の検査・試験・技術安全・環境保護の認証の手続を完備する。 輸入完成車の品質管理対策の強化、低品質の製品がベトナム市場へ流入することを制限する。 	<ul style="list-style-type: none"> 商工省 財務省 その他の関連省庁

弊社からのコメント：

当議案では政府の方針の下、SIの発展を促進するためのメカニズムと政策を効果的に実施するよう、各省庁と支庁の責任に関連したタスクと包括的なソリューションを提供しています。

SI企業には多くのチャンスをもたらしており、特にSI企業がグローバルバリューチェーンに深く参加するためのイノベーション、資本へのアクセス、競争力向上のための条件を整えるよう、優遇政策と支援政策が強化されています。

したがって、企業は国内生産化の要件を増やし、国内および国際的な技術基準を満たし、投資を誘致するための選択的なインセンティブ政策、環境保護における企業の責任を強化し、国家管理における学際的な検査と監督を促進するために構築されている政策の下で、チャンスを得るためのソリューションを活用するために必要な準備を行う必要があります。

弊社の推奨事項

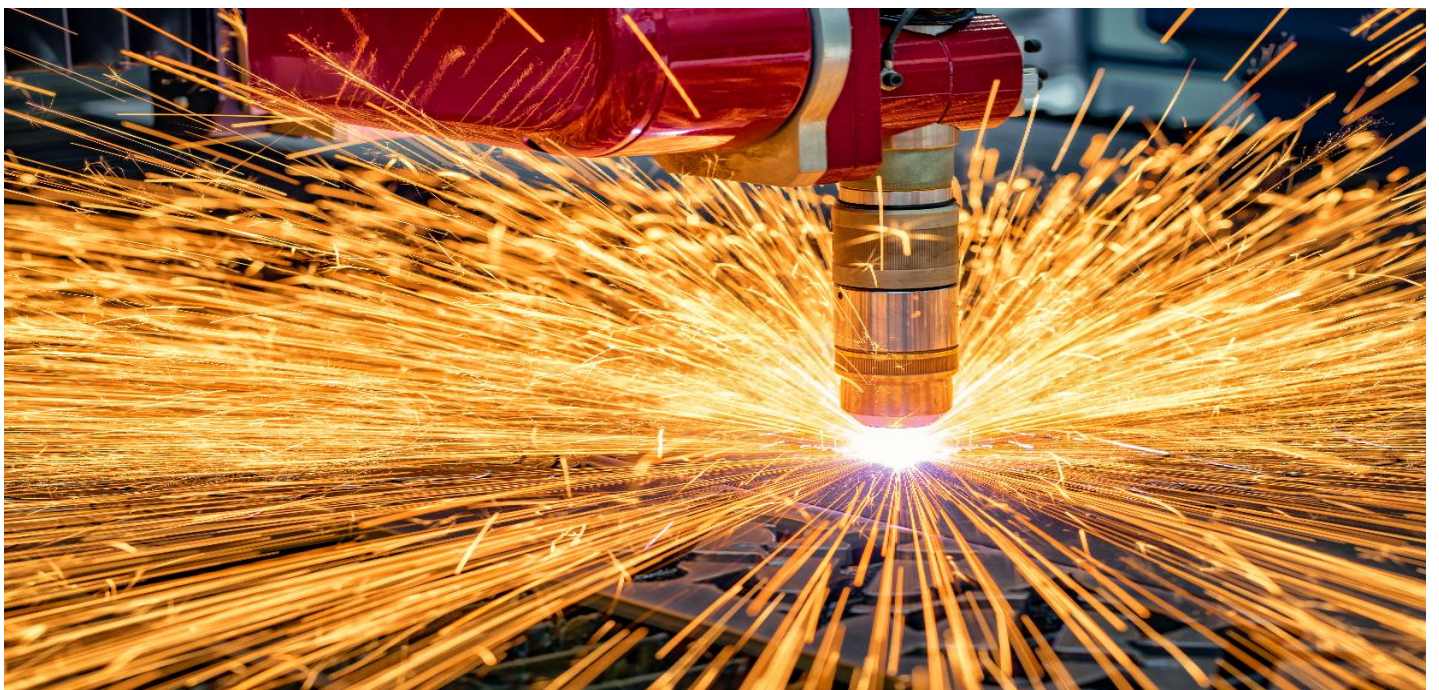
決議案が正式に公布されることで、政府と各省庁が包括的に支援産業に関する法的文書システムを開発、修正、完成させるための前提条件が整うこととなります。決議案が間もなく公布されると予想される中、弊社は近い将来に支援産業企業を規制するメカニズムや政策に変化が生じると想定しております。それに伴い、弊社は以下のように推奨いたします。

- 過去、現在、未来のSI企業の優遇措置を享受するための条件を満たす目的で、貴社の実態を積極的に見直し、その条件を満たすための基準やプロセスを改善し、コンプライアンスを確保する計画を立てること
- 今後のベトナム政府のSIの発展方向性を理解し、チャンスを掴むために、必要な準備を計画すること
- 現在のサプライチェーンのリスクとインセンティブの機会を見直し、政策の方向性に合わせて将来のサプライチェーンの再構築を計画し、グローバルなサプライチェーンへの統合を積極的に進めること
- 必要な資源の準備、特に高度な技術に対応するための人材の質の向上に重視すること
- 税務当局、産業省・通商省、投資許可当局、環境保護管理当局など、産業革新的なアプローチへ、より積極的になっている所轄官庁の検査・監査の傾向を把握し、検査・監査に向けた準備を強化すること

次回のAlertでは決議案の作成と発行の進捗状況に加え、商工省が起草しているSIの発展に関する政府の2015年11月3日付政令第111/2015/ND-CP号を改正する政令案の枠組みの中で、支援産業のインセンティブを享受するのに必要な条件のほか、インセンティブ政策の変更についてもお伝えしていきます。

東南アジアのDeloitteと協力して、弊社の経験豊富なGi3チームはベトナム及び国境を越えた投資インセンティブの評価、探索、適用を支援するために設立されました。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



Contact us

Please contact Deloitte Vietnam's Global Investment and Innovation Incentives (Gi3) for advice and assistance:

Leaders in charge



Bui Tuan Minh
Partner
+84 24 71050 022
mbui@deloitte.com



Phan Vu Hoang
Partner
+84 28 7101 4345
hoangphan@deloitte.com



Vu Thu Nga
Partner
+84 24 71050 023
ngavu@deloitte.com

Experienced team members



Nguyen Dinh Phong
Director
+84 24 71050 037
phongdnguyen@deloitte.com



Nguyen Chi Dung
Manager
+84 24 71050 066
dungchnguyen@deloitte.com



Duong Tuan Ngoc
Manager
+84 24 71050 084
ngoctduong@deloitte.com



Tran Quoc Thang
Director
+84 28 71014 323
qthang@deloitte.com



Ha Duc Thanh
Senior Manager
+84 24 71050 105
thanhha@deloitte.com



Nguyen Anh Tuan
Senior Manager
+84 24 71050 026
tuanguyen@deloitte.com



Tran Anh Son
Manager
+84 24 71050 036
sontran@deloitte.com



Nguyen Ngoc Mai
Manager
+84 24 71050 060
maingocng@deloitte.com



Phan Thi Thuy An
Manager
+84 24 71050 073
anttpphan@deloitte.com



Nguyen Hong Ngoc
Senior Consultant
+84 24 71050 093
ngochongnguyen@deloitte.com

Japan Service Group



Takashi Gen
Director
+84 28 71014 342
gtakaishi@deloitte.com



Kido Sumihito
Senior Manager
+84 24 710 50074
skido@deloitte.com



Kikuchi Keisuke
Manager
+84 28 39100 751
kkikuchi@deloitte.com



Ito Takahiro
Manager
+84 24 71050 249
takahito@deloitte.com



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

About Deloitte Asia Pacific

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by Deloitte Vietnam Company Limited and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.